

公職選挙法一部改正

● 期日前投票制度の創設



● 郵便等による不在者投票の改正

① 郵便等による不在者投票の対象者拡大

郵便等により自宅等から投票ができる人の基準が拡大しました。

● 郵便等投票ができる方 ※太枠・太字が新たに対象となったものです。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹、移動機能	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

② 郵便等による不在者投票における代理投票制度

郵便等による不在者投票をすることができる人で、自書できない次の人については、事前に届出をした人に代理で投票の記載をさせることができるようになりました。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

【申請・問い合わせ先】 大崎町選挙管理委員会 TEL 76-1111 (内線280)